

# AOMORI LAW AND POLITICAL SCIENCE REVIEW

No.18 2017

## CONTENTS

### Articles

Still Alive and Well:

Process Jurisprudence after the Legal Process .....SHIINA Tomohiko 1

### Case Comments

Compensation for “Voluntary” Evacuees ..... FUKUTA Kentaro 20

The Illegality of Using Dating Services for the Purpose of Promoting Investment Condominiums Sales  
.....KURIBARA Yukiko 29

### Book Review

The Resolution of Issues in High Conflict Custody Cases: From a Lawyer’s Perspective, by WATANABE  
Yoshihiro ..... HANAIO Kouko 38

AOMORI LAW INSTITUTE

ISSN 1345-8094

# 青森法政論叢

第18号 2017年

## 目次

### 論文

現代アメリカ法におけるプロセス的視座の諸相 .....椎名 智彦 1

### 判例研究

区域外避難者（いわゆる自主避難者）の損害賠償請求 .....福田健太郎 20

デート商法による投資用マンション販売の違法性と有効性 .....栗原由紀子 29

### 書評

渡辺義弘著『高葛藤紛争における子の監護権—弁護士実務の視角から法的課題を問う—』  
について .....花生 耕子 38

青森法学会

青森法政論叢

第十八号

青森法学会

## 青森法学会規約

- 第1条** (名称) 本会は「青森法学会 (Aomori Law Institute)」と称する。
- 第2条** (目的) 本会は法学・政治学およびその関連分野の研究・普及を図ることを目的とする。
- 第3条** (事業) 本会は次の事業を行う。
- 1 研究会・講演会の開催
  - 2 研究誌の発行
  - 3 その他、総会で適当と認めた事業
- 第4条** (事務局) 本会の事務局は弘前大学人文学部研究室内に置く。
- 第5条** (会員) ①以下のいずれかに該当する者は、本会会員となることができる。
- 1 青森県内の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する法学・政治学およびその関連分野の研究者
  - 2 青森県内の法曹、その他法律・行政に関わる実務家
  - 3 青森県内の大学・大学院に在籍する学生およびその卒業生で、本会会員の推薦を受けた者
  - 4 その他本会の趣旨に賛同する者（法人を含む）で、本会会員の推薦を受けた者
- ②会員になろうとする者は、理事会に入会を申し込み、その承認を得るものとする。
- ③会員は総会で定める年会費を納入しなければならない。
- 第6条** (役員) ①本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名
  - 2 理事 若干名
  - 3 監事 1名
- ②前項第2号ないし第3号の役員は総会で選出する。役員は任期は2年とし、再任を妨げない。
- ③第1項第1号ないし第2号の役員をもって理事会を組織する。
- ④第1項第1号の役員は理事会において互選により決定する。
- 第7条** (総会) ①会長（会長に事故がある場合はその代理、以下同じ）は毎年1回総会を招集しなければならない。また、会長が必要と認めるときは、何時でも総会を招集することができる。
- ②総会は会員の3分の1の出席をもって成立する。
- ③総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。総会に出席しない会員は、書面により他の会員に議決権の行使を委任することができる。
- 第8条** (改正) 本規約を改正するには、総会における出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 附則** 1. 本規約は1999年1月24日から効力を有する。

**青森法学会役員**

会長	堀内健志 (弘前大学名誉教授)	理事	大竹昭裕 (青森県立保健大学)
理事	大野拓哉 (弘前学院大学)	理事	尾崎正利 (労働問題研究所)
理事	小俣勝治 (青森中央学院大学)	理事	宮崎秀一 (弘前大学)
監事	村松恵二 (弘前大学名誉教授)		

## 青森法学会学術雑誌規程

1. 青森法学会は、法学・政治学およびその関連分野の研究の発展を目的として、『青森法政論叢』(以下本誌という)を刊行する。
2. 本誌の編集は、青森法学会におかれる編集委員会が行う。
3. 本誌に投稿する資格を有する者は、次の通りとする。
  - ①青森法学会の会員
  - ②編集委員会が特に認めた者
4. 使用言語は原則として日本語または英語とする。
5. 本稿に掲載する原稿の種類と長さ(400字詰め原稿用紙換算)は、原則として、以下の通りとする。英語の場合もこれに準ずる。

論文	70枚以内	研究ノート	40枚以内	判例研究	30枚以内
報告	30枚以内	書評	20枚以内		
6. 投稿原稿の採否に関しては、編集委員会の委嘱する審査委員の審査を経て、編集委員会で決定する。
7. 原稿の掲載が決定した者に対し、雑誌発行に要する費用の一部について、応分の負担を求められることがある。

### 執筆者紹介

椎名 智彦 (青森中央学院大学 英米法)  
福田健太郎 (近畿大学 民法)  
栗原由紀子 (尚絅学院大学 民法)  
花生 耕子 (いずみ法律事務所)

青森法政論叢編集委員会

大竹昭裕 (委員長) 小俣勝治

児山正史 西東克介

2017年8月31日発行	¥1200+税
編集兼 発行者	青森法学会
	〒036-8560 弘前市文京町1番地 弘前大学人文学部内
印刷所	ぷりんていあ第二